

# 産業構造審議会 「経営力向上部会」の設置について

平成28年6月  
令和元年5月改正

## 1. 背景

- 中小企業等経営強化法（以下「経営強化法」という。）においては、経営強化法に基づく「基本方針」の策定・変更に際し中小企業政策審議会（以下「中政審」という。）の意見を聞くこととしているが、中小企業を超える規模の者（いわゆる中堅企業）も含めた「中小企業等」の経営強化に関しても基本方針を策定することから、中政審に加え、産業構造審議会（以下「産構審」という。）にも意見を聴くこととされている（経営強化法第3条第3項）。
- 産構審において、基本方針（中小企業等に関することに限る。以下同じ。）や同法に基づく経営力向上、社外高度人材活用新事業分野開拓の取組（中小企業等に関することに限る。以下同じ。）を検討するため、産構審に本部会を設置する。
- 経営強化法のP D C Aサイクルを着実に回しつつ、民間投資や生産性向上の更なる促進策を軸とした政策対応を実施していく。

## 2. 検討事項

- 基本方針のうち、中小企業を超える規模の者の経営力向上、社外高度人材活用新事業分野開拓の取組の方向性について
- 経営強化法の実施状況や、同法を中心とした更なる民間投資、生産性向上の促進について（経営強化法のP D C Aサイクル）